

児童養護施設等及び障害児入所施設の措置費徴収金に関する規則改正について

児童養護施設等※₁及び障害児入所施設※₂に入所措置を採った場合等に支弁する措置費については、その費用の全部又は一部をその負担能力に応じ本人及びその扶養義務者から徴収することとされております。

本市においては、京都市児童福祉施設措置費等徴収規則（以下「本市徴収規則」という。）においてその徴収金額等を定めておりますが、令和元年度に本市徴収規則の基礎となる国の児童入所施設徴収金基準額表及び障害児入所施設徴収金基準額表（以下「徴収金基準額表」という。）の取扱いが改正されました。

これまで本市においては、国の徴収金基準額表に対し、独自の階層細分化など負担軽減を実施しておりますが、今回の改正にあたり、本市徴収規則に定める徴収額を国の徴収金基準額表に合わせることで、改正による影響額の精査及び経過措置の検討を進めてまいりました。

このたび、令和3年7月から経過措置を講じたうえで本市徴収規則を改正することとしますので、御報告いたします。

※1 助産施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親、ファミリーホーム、母子生活支援施設及び自立援助ホーム

※2 福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

1 国における改正の内容

項目	現 行	改正後
徴収金基準額表の階層判定における算定基礎	所得税法に基づく「所得税額」	地方税法に基づく「市町村民税額」
年少扶養控除等のみなし適用（※）	適 用	児童養護施設等：原則廃止 障害児入所施設：適用

※ 平成22年度税制改正において廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除（以下「年少扶養控除等」という。）の上乗せ部分について、廃止の影響を可能な限り生じさせないよう、改正前の控除が適用されるものとみなして税額を再計算すること

2 本市徴収規則改正の概要

以下の項目について改正し、本市徴収規則に定める徴収額を国の徴収金基準額表と同一とします（令和3年7月から適用。詳細は別紙1参照）。

項目	現行	改正後 (改正後の国の徴収金基準額表と同一)
階層区分	全23階層 (国基準は全18階層)	全18階層
徴収金基準額の設定	23階層のうち、19の階層は国基準よりも低い金額に設定	国基準と同一の額に設定
算定基礎	所得税法に基づく「所得税額」	地方税法に基づく「市町村民税額」
年少扶養控除等のみなし適用	適用	児童養護施設等：適用しない 障害児入所施設：適用

※ 現行の本市の徴収金基準額表は、児童養護施設等と障害児入所施設について同一の表となっているが、改正後の国の徴収金基準額表は、児童養護施設等と障害者入所施設で別の表となっていることから、本市の徴収金基準額表についても、児童養護施設等と障害者入所施設で別の表とする。

3 改正に伴う影響及び対応

(1) 改正に伴う影響世帯数と影響額（令和3年4月1日現在）

令和3年7月から本市徴収規則を改正した場合、影響を受ける徴収対象世帯数と影響額は次のとおりです（所得階層別の対象世帯数は、別紙2参照）。

施設種別	徴収対象世帯数	うち影響を受ける世帯	影響月額
児童養護施設等（※）	483 世帯	91 世帯	2,200 円～50,400 円
障害児入所施設	15 世帯	10 世帯	2,200 円～16,700 円

※ 助産施設除く（4月1日に入所している者は既に退所しているため）。

<改正に伴う影響を受けない世帯>

A階層（生活保護法による保護を受けている世帯又は支援給付を受けている者がある世帯）は、改正後も徴収金基準額が0円のため影響ありません。

B階層（市町村民税非課税世帯）のうち、障害者世帯やひとり親世帯等については、国の徴収金基準額表において、徴収金基準額が0円とされているため改正後も影響ありません。

(2) 本市における経過措置

ア 児童養護施設等（助産施設除く）及び障害児入所施設

改正に伴う影響を受けない世帯（負担が増加しない世帯）を除いて、令和3年6月30日以前から引き続き施設に入所する児童に係る徴収金額については、以下のとおり経過措置を設けます。

① 児童養護施設等（助産施設除く）

急激な徴収金の増額を緩和するため、入所児童の大半を占める児童養護施設の入所児童の約6割が5年未満で退所している状況を踏まえて、5年間の経過措置期間を設けることとします。

経過措置期間中は、階層区分は現行の23階層を維持するとともに、段階的に、改正後の徴収金基準額表の徴収金額に近づけていきます（詳細は別紙3参照）。

なお、年少扶養控除等のみなし適用は適用しません。

【適用時期】

	～令和3年6月	令和3年7月～ 令和8年6月 (5年間)	令和8年7月～
算定基準	所得税	市町村民税	
年少扶養控除等のみなし適用	適用	適用しない	
徴収金基準額表	現行の徴収金基準額表 (23階層)	改正後の徴収金基準額表(18階層) (令和3年6月30日以前から入所者) 経過措置用の徴収金基準額表 (23階層)	

② 障害児入所施設

国において、徴収金基準額表の改正により徴収金額が増加する場合には、現行の国の徴収金基準額表に基づく徴収金額に据え置く経過措置が設けられていることを踏まえ、本市においても国に準じた経過措置として、徴収金基準額表の改正により徴収金額が増加する場合には、現行の市の徴収金基準額表に基づく徴収金額に据え置きます。

これにより令和3年6月30日以前から措置中の児童の徴収金額は、本改正の影響を受けません。

イ 助産施設

年少扶養控除等のみなし適用を適用しないことにより市民税非課税世帯等でなくなる場合、助産施設を利用できなくなることから、経過措置として、令和3年6月30日までに利用申請された方については、年少扶養控除等のみなし適用を適用します。

(3) 経過措置適用にあたり必要な財源額

施設種別	対象世帯数	経過措置期間中（年額計，単位：千円）				
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
児童養護施設等 （助産施設除く）	91世帯	10,372	8,289	6,210	4,167	2,096
助産施設	2世帯	713	—	—	—	—
障害児入所施設	10世帯	620	620	620	620	620

4 今後のスケジュール

利用者への周知を行うとともに、令和3年7月1日付けで本市徴収規則を改正します。

児童入所施設徴収金基準額表(新旧)

<市:徴収基準額表(現行)>

階層区分	定義	徴収金基準額		
		入 所		通 所
		20歳未満	20歳以上	
A	生活保護法による保護を受けている世帯等	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0
C1	市町村民税均等割のみ	1,100	1,100	500
C2	市町村民税所得割を課されている者の属している世帯	1,100	1,100	500
D1	(所得税額)1円以上10,000円以下	3,200	2,500	1,600
D2	10,001円以上15,000円以下	4,500	3,300	2,200
D3	15,001円以上20,000円以下	5,200	4,000	2,600
D4	20,001円以上30,000円以下	5,900	4,600	2,900
D5	30,001円以上40,000円以下	6,700	5,100	3,300
D6	40,001円以上60,000円以下	8,000	8,000	4,000
D7	60,001円以上70,000円以下	9,300	9,300	4,600
D8	70,001円以上113,000円以下	12,300	11,900	6,100
D9	113,001円以上183,000円以下	16,000	14,500	8,000
D10	183,001円以上403,000円以下	22,700	20,600	11,300
D11	403,001円以上703,000円以下	29,900	27,100	14,900
D12	703,001円以上1,078,000円以下	38,200	34,300	19,100
D13	1,078,001円以上1,632,000円以下	48,800	42,500	24,400
D14	1,632,001円以上2,303,000円以下	61,600	51,400	30,800
D15	2,303,001円以上3,117,000円以下	76,600	61,200	38,300
D16	3,117,001円以上4,173,000円以下	93,400	71,900	46,700
D17	4,173,001円以上5,334,000円以下	166,600	83,300	83,300
D18	5,334,001円以上6,674,000円以下	191,200	95,600	95,600
D19	6,674,001円以上	195,000	195,000	97,500

<市:徴収基準額表案(改正後) 児童養護施設等> ※国基準と同じ

階層区分	定義	徴収金基準額(児童養護施設等)	
		入 所	通 所
		A	生活保護法による保護を受けている世帯等
B(※)	市町村民税非課税世帯	2,200	1,100
C	市町村民税均等割のみ	4,500	2,200
D1	(市町村民税所得割)1円以上9,000円以下	6,600	3,300
D2	9,001円以上27,000円以下	9,000	4,500
D3	27,001円以上57,000円以下	13,500	6,700
D4	57,001円以上93,000円以下	18,700	9,300
D5	93,001円以上177,300円以下	29,000	14,500
D6	177,301円以上258,100円以下	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。)	20,600
D7	258,101円以上348,100円以下	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。)	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。)
D8	348,101円以上456,100円以下	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。)	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。)
D9	456,101円以上583,200円以下	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。)	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。)
D10	583,201円以上704,000円以下	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。)	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。)
D11	704,001円以上852,000円以下	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。)	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは61,200円とする。)
D12	852,001円以上1,044,000円以下	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。)	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは71,900円とする。)
D13	1,044,001円以上1,225,500円以下	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。)	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは83,300円とする。)
D14	1,225,501円以上1,426,500円以下	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。)	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは95,600円とする。)
D15	1,426,501円以上	全額徴収	全額徴収

<市:徴収基準額表案(改正後) 障害児支援入所施設> ※国基準と同じ

階層区分	定義	徴収金基準額(障害)	
		入 所	通 所(月額)
		A	生活保護法による保護を受けている世帯等
B(※)	市町村民税非課税世帯	2,200	0
C	市町村民税均等割のみ	4,500	1,100
D1	(市町村民税所得割)1円以上12,000円以下	6,600	1,600
D2	12,001円以上30,000円以下	9,000	2,200
D3	30,001円以上60,000円以下	13,500	3,300
D4	60,001円以上96,000円以下	18,700	4,600
D5	96,001円以上189,000円以下	29,000	7,200
D6	189,001円以上277,000円以下	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。)	10,300
D7	277,001円以上348,000円以下	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。)	13,500
D8	348,001円以上465,000円以下	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。)	17,100
D9	465,001円以上594,000円以下	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。)	21,200
D10	594,001円以上716,000円以下	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。)	25,700
D11	716,001円以上864,000円以下	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。)	30,600
D12	864,001円以上1,056,000円以下	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。)	35,900
D13	1,056,001円以上1,238,000円以下	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。)	41,600
D14	1,238,001円以上1,439,000円以下	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。)	47,800
D15	1,439,001円以上	全額徴収	全額徴収

※B階層のうち、以下の世帯は、徴収基準額を0円とする。
 ・扶養義務者のいない世帯
 ・母子及び父子世帯であって、現に児童を扶養しているものの世帯
 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付者又は特別扶養手当の支給対象児、障害者年金手当等受給者を有する世帯
 ・保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると都道府県又は市町村の長が認めた世帯

各階層における徴収金額及び対象世帯数

改正前							改正後					
階層	徴収金額			対象世帯数（令和3年4月1日時点）			階層	徴収金額		対象世帯数（令和3年4月1日時点）		
	徴収金額 (20歳未満)	徴収金額 (20歳以上)	徴収金額 (通所)	児童養護施設等		障害児 入所施設		徴収金額	徴収金額 (通所)	児童養護施設等		障害児 入所施設
				入所	通所					入所	通所	
A	0	0	0	131	56	3	A	0	0	131	56	3
B 0	0	0	0	182	23	2	B 0	0	0	182	23	2
B 1	0	0	0	18	0	7	B 1	2,200	1,100	16	0	7
C 1	1,100	1,100	500	0	0	0	C	4,500	2,200	0	0	0
C 2	1,100	1,100	500	4	0	0	D 1	6,600	3,300	4	0	0
D 1	3,200	2,500	1,600	10	1	0	D 2	9,000	4,500	6	1	0
D 2	4,500	3,300	2,200	3	1	0						
D 3	5,200	4,000	2,600	2	1	0	D 3	13,500	9,700	9	0	1
D 4	5,900	4,600	2,900	4	0	1						
D 5	6,700	5,100	3,300	8	0	1	D 4	18,700	9,300	16	3	1
D 6	8,000	8,000	4,000	9	1	0						
D 7	9,300	9,300	4,600	1	0	0	D 5	29,000	14,500	13	2	1
D 8	12,300	11,900	6,100	7	1	1						
D 9	16,000	14,500	8,000	2	0	0	D 6	41,200	20,600	7	1	0
D 1 0	22,700	20,600	11,300	9	3	0	D 7	54,200	27,100	9	1	0
D 1 1	29,900	27,100	14,900	3	0	0	D 8	68,700	34,300	2	0	0
D 1 2	38,200	34,300	19,100	2	0	0	D 9	85,000	42,500	0	0	0
D 1 3	48,800	42,500	24,400	0	0	0	D 1 0	102,900	51,400	0	0	0
D 1 4	61,600	51,400	30,800	0	0	0	D 1 1	122,500	61,200	0	0	0
D 1 5	76,600	61,200	38,300	0	0	0	D 1 2	143,900	71,900	1	0	0
D 1 6	93,400	71,900	46,700	1	0	0	D 1 3	166,600	83,300	0	0	0
D 1 7	166,600	83,300	83,300	0	0	0	D 1 4	191,200	95,600	0	0	0
D 1 8	191,200	95,600	95,600	0	0	0	D 1 5	全額徴収	全額徴収	0	0	0
D 1 9	195,000	195,000	97,500	0	0	0						
合計				396	87	15	合計			396	87	15

措置期間の徴収金額(児童養護施設等)

階層区分	定義	現行(0年目)			階層区分	定義	経過措置1年目		経過措置2年目		経過措置3年目		経過措置4年目		経過措置5年目		6年目 (新基準移行完了)				
		入所		通所			入所	通所	入所	通所	入所	通所	入所	通所	入所	通所	階層区分	定義	金額 前年比	入所	通所
		20歳未満	20歳以上																		
A	生活保護法による保護を受けている世帯	0	0	0	A	生活保護法による保護を受けている世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	A	生活保護法による保護を受けている世帯	0	0	
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	B	市町村民税非課税世帯	300	100	700	300	1,100	500	1,400	700	1,800	900	B	市町村民税非課税世帯	金額 前年比 + 300	2,200	1,100
C1	市町村民税均等割のみ	1,100	1,100	500	C1	市町村民税均等割のみ	1,600	700	2,200	1,000	2,800	1,300	3,300	1,600	3,900	1,900	C	市町村民税均等割のみ	金額 前年比 + 500	4,500	2,200
C2	市町村民税所得割を課されている者の属している世帯	1,100	1,100	500	D1	(市町村民税)1円以上9,000円以下	2,000	900	2,900	1,400	3,800	1,900	4,700	2,300	5,600	2,800	D1	(市町村民税)1円以上9,000円以下	金額 前年比 + 900	6,600	3,300
D1	(所得税額)1円以上10,000円以下	3,200	2,500	1,600	D2	9,001円以上21,000円以下	4,100	2,000	5,100	2,500	6,100	3,000	7,000	3,500	8,000	4,000	D2	9,001円以上27,000円以下	金額 前年比 + 900	9,000	4,500
D2	10,001円以上15,000円以下	4,500	3,300	2,200	D2	21,001円以上27,000円以下	5,200	2,500	6,000	2,900	6,700	3,300	7,500	3,700	8,200	4,100	D2	27,001円以上57,000円以下	金額 前年比 + 700	+ 1,000	+ 500
D3	15,001円以上20,000円以下	5,200	4,000	2,600	D4	27,001円以上33,000円以下	6,500	3,200	7,900	3,900	9,300	4,600	10,700	5,300	12,100	6,000	D3	57,001円以上93,000円以下	金額 前年比 + 1,300	13,500	6,700
D4	20,001円以上30,000円以下	5,900	4,600	2,900	D5	33,001円以上45,000円以下	7,100	3,500	8,400	4,100	9,700	4,800	10,900	5,400	12,200	6,000	D3	93,001円以上177,300円以下	金額 前年比 + 1,200	+ 1,400	+ 700
D5	30,001円以上40,000円以下	6,700	5,100	3,300	D6	45,001円以上57,000円以下	7,800	3,800	8,900	4,400	10,100	5,000	11,200	5,500	12,300	6,100	D3	177,301円以上258,100円以下	金額 前年比 + 700	+ 1,300	+ 700
D6	40,001円以上60,000円以下	8,000	8,000	4,000	D7	57,001円以上81,000円以下	9,700	4,800	11,500	5,700	13,300	6,600	15,100	7,500	16,900	8,400	D4	258,101円以上348,100円以下	金額 前年比 + 1,100	18,700	9,300
D7	60,001円以上70,000円以下	9,300	9,300	4,600	D8	81,001円以上93,000円以下	10,800	5,300	12,400	6,100	14,000	6,900	15,500	7,700	17,100	8,500	D4	348,101円以上456,100円以下	金額 前年比 + 800	+ 1,800	+ 900
D8	70,001円以上113,000円以下	12,300	11,900	6,100	D9	93,001円以上135,300円以下	15,000	7,500	17,800	8,900	20,600	10,300	23,400	11,700	26,200	13,100	D5	456,101円以上583,200円以下	金額 前年比 + 1,500	+ 1,600	+ 800
D9	113,001円以上183,000円以下	16,000	14,500	8,000	D10	135,301円以上177,300円以下	18,100	9,000	20,300	10,100	22,500	11,200	24,600	12,300	26,800	13,400	D5	583,201円以上704,000円以下	金額 前年比 + 2,700	29,000	14,500
D10	183,001円以上403,000円以下	22,700	20,600	11,300	D11	177,301円以上258,100円以下	25,700	12,800	28,800	14,400	31,900	15,900	35,000	17,500	38,100	19,000	D6	704,001円以上852,000円以下	金額 前年比 + 2,100	+ 2,800	+ 1,400
D11	403,001円以上703,000円以下	29,900	27,100	14,900	D12	258,101円以上348,100円以下	33,900	16,900	38,000	18,900	42,000	21,000	46,100	23,000	50,100	25,000	D6	852,001円以上1,044,000円以下	金額 前年比 + 2,100	+ 2,200	+ 1,100
D12	703,001円以上1,078,000円以下	38,200	34,300	19,100	D13	348,101円以上456,100円以下	43,200	21,600	48,300	24,100	53,400	26,700	58,500	29,200	63,600	31,700	D7	1,044,001円以上1,225,500円以下	金額 前年比 + 3,000	41,200	20,600
D13	1,078,001円以上1,632,000円以下	48,800	42,500	24,400	D14	456,101円以上583,200円以下	54,800	27,400	60,800	30,400	66,900	33,400	72,900	36,400	78,900	39,400	D7	1,225,501円以上1,426,500円以下	金額 前年比 + 4,000	54,200	27,100
D14	1,632,001円以上2,303,000円以下	61,600	51,400	30,800	D15	583,201円以上704,000円以下	68,400	34,200	75,300	37,600	82,200	41,100	89,100	44,500	96,000	47,900	D8	1,426,501円以上1,834,000円以下	金額 前年比 + 5,000	68,700	34,300
D15	2,303,001円以上3,117,000円以下	76,600	61,200	38,300	D16	704,001円以上852,000円以下	84,200	42,100	91,900	45,900	99,500	49,700	107,200	53,500	114,800	57,300	D9	1,834,001円以上2,303,000円以下	金額 前年比 + 6,000	85,000	42,500
D16	3,117,001円以上4,173,000円以下	93,400	71,900	46,700	D17	852,001円以上1,044,000円以下	101,800	50,900	110,200	55,100	118,600	59,300	127,000	63,500	135,400	67,700	D10	2,303,001円以上2,999,000円以下	金額 前年比 + 6,800	102,900	51,400
D17	4,173,001円以上5,334,000円以下	166,600	83,300	83,300	D18	1,044,001円以上1,225,500円以下	166,600	83,300	166,600	83,300	166,600	83,300	166,600	83,300	166,600	83,300	D11	2,999,001円以上3,834,000円以下	金額 前年比 + 7,600	122,500	61,200
D18	5,334,001円以上6,674,000円以下	191,200	95,600	95,600	D19	1,225,501円以上1,426,500円以下	191,200	95,600	191,200	95,600	191,200	95,600	191,200	95,600	191,200	95,600	D12	3,834,001円以上4,999,000円以下	金額 前年比 + 7,600	143,800	71,900
D19	6,674,001円以上	195,000	195,000	97,500	D20	1,426,501円以上	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額	D13	4,999,001円以上	金額 前年比 + 8,400	166,600	83,300
																	D14		金額	191,200	95,600
																	D15		金額	全額	全額

※D6以上の徴収金基準額は、その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額。ただし、その額が上記の額を超えるときはその額となる。